

総務省組織令の一部を改正する政令案の概要

1. 概要

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 96 号）の有効期限の延長に伴い、自治行政局の所掌事務の特例の期限を延長する必要があることから、総務省組織令（平成 12 年政令第 246 号）の一部を改正する。

2. 改正事項

自治行政局の所掌事務の特例の期限の延長（附則第 3 条関係）

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の有効期限の延長に伴い、令和 4 年 3 月 31 日までとなっている自治行政局の所掌事務の特例の期限を、令和 9 年 3 月 31 日まで延長するもの

3. スケジュール

閣 議：令和 4 年 3 月 18 日

施行期日：令和 4 年 3 月 31 日